

大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報公開委員会規則

平成16年4月1日  
自機規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報公開規程（平成16年自機規程第37号）第3条第2項の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）に置かれる情報公開委員会（以下「委員会」という。）の組織運営等について定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 開示・不開示の審査基準に関すること。
- 二 法人文書の開示・不開示に関すること。
- 三 開示実施手数料の減額又は免除に関すること。
- 四 審査請求に関すること。
- 五 情報公開に係る訴訟に関すること。
- 六 保有個人情報の管理に関すること。
- 七 保有個人情報の開示及び訂正等に関すること。
- 八 その他情報公開及び個人情報保護に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 機構長
- 二 理事
- 三 大学共同利用機関の長
- 四 事務局長
- 五 その他機構長が必要と認めた者

2 前項第5号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。